

(証券コード4732)  
平成18年6月5日

株主の皆様へ

愛知県東海市新宝町507番地の20  
**株式会社 ユー・エス・エス**  
代表取締役社長 服 部 太

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、折り返しご送付いただくか、当社の指定するインターネットウェブサイト等より、平成18年6月27日午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。詳細は後記「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」（70頁から71頁まで）をご参照ください。

敬 具

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成18年6月28日（水曜日）午前11時                                     |
| 2. 場 所 | 愛知県東海市新宝町507番地の20<br>当社本社（当社名古屋会場）<br>（末尾の会場案内図をご参照ください） |

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第26期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）  
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならび  
に貸借対照表および損益計算書報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の第26期連結計算書類監査結果  
報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 第26期利益処分案承認の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役18名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役および監査役の報酬額改定の件

### 4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

---

(お願い)

1. 受付開始時刻は午前10時とさせていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. インターネット等により議決権を行使される場合は、70頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」および71頁の「システム環境等」をお読みくださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度における自動車流通市場は、前期と比較して新車登録台数が0.7%増、中古車登録台数も4.9%増と好調に推移いたしました。また中古車オークション業界は、中古車業者が長期在庫リスクを回避するため中古車在庫をオークションへ出品する傾向が増したことに加え、近年の輸出マーケット拡大などにより、従来市場に流通されていなかったリユース車（低年式・多走行車）の需要が増したことにより出品台数は811.9万台（前期比16.3%増）と伸長しましたが、成約率は低調に推移し53.3%（前期比2.4%減）となりました。

このような経営環境のなかで当社グループは、オートオークションにおいて、オークション会場の新設など積極的に設備投資を行い営業基盤の強化を図りました。また、リサイクル事業においては、平成17年4月に廃ゴムのリサイクルを営むミサワ東洋株式会社（現株式会社U S S 東洋）を買収いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は60,243百万円（前期比19.3%増）、営業利益は23,103百万円（前期比11.8%増）、経常利益は23,544百万円（前期比11.6%増）となり、当期純利益は13,203百万円（前期比11.8%増）と増収増益を達成することができました。

<当連結会計年度の事業の種類別セグメント情報>

#### オートオークション事業

当連結会計年度のオートオークション事業における主な施策は以下のとおりであります。

- ① 営業開発チームを中心に新規会員の獲得や既存会員の掘り起こしに注力するほか、地域毎に圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」推進のための施策を積極的に実施いたしました。
- ② 関東地区強化のため平成17年2月に当社100%出資子法人等とした流通会場（埼玉県越谷市）が当連結会計年度より連結対象子法人等となったことに加え、関西地区強化のため平成17年9月に神戸会場（兵庫県神戸市）を開設いたしました。

- ③ 既存会場のオークション処理能力の向上を図るため、平成18年1月に九州会場（旧九州ゴールド会場）を、平成18年3月に大阪会場を新築建替いたしました。また、平成18年1月に名古屋会場に同時に6台の車をセリにかける「同時6レーンシステム」を、平成17年10月に横浜会場に「同時4レーンシステム」を、平成17年6月に岡山会場に「同時2レーンシステム」を導入いたしました。
- ④ 中古車流通市場における低年式・多走行車（年式が古く、走行距離の長い車）の増加傾向に対応するため、平成17年5月に全国に2番目となるリユース車専用オークション会場として千葉県野田市の旧東京会場をUSS-R東京会場として再開いたしました。
- ⑤ インターネットを介して現車会場に直接参加できる「USSインターネットライブ」システムを平成17年10月にスタートさせ、会員サービスの向上を図りました。

これら営業努力により、当連結会計年度はグループ全体で出品台数は266.2万台（前期比23.9%増）、成約台数は140.8万台（前期比20.9%増）となりました。この結果、オートオークション事業は、売上高44,271百万円（前期比20.2%増）、営業利益22,675百万円（前期比9.5%増）となりました。

#### 中古自動車等買取販売事業

当連結会計年度の中古自動車等買取販売事業における主な施策は以下のとおりであります。

- ① 中古自動車買取販売事業の「ラビット」は、直営店においてスタッフの育成に注力するほかスクラップアンドビルドにより不採算店を整理しました。FC加盟店においては、ロイヤリティーの値上げを行うなど体制の見直しに着手いたしました。
- ② 事故現状車買取販売事業は、北海道地区、中部地区、近畿地区に支店を開設して営業拠点を拡大するなど地域ごとに営業力の向上に努めました。

この結果、中古自動車等買取販売事業は、売上高13,516百万円（前期比3.0%増）、営業利益160百万円（前期営業損失50百万円）となりました。

## リサイクル事業

リサイクル事業は、株式会社アビツによる廃自動車等のリサイクルと、平成17年4月に当社100%出資子法人等とした株式会社U S S 東洋による廃ゴムのリサイクルであります。廃自動車等のリサイクル事業は、平成17年11月にシュレッダー設備が本格稼働いたしました。設備償却負担などもあり営業損失となりました。廃ゴムのリサイクル事業は、人工芝向けゴムチップの需要が堅調であったことなどにより比較的順調に推移いたしました。

この結果、リサイクル事業は、売上高2,454百万円（前期比368.4%増）、営業利益6百万円（前期営業損失19百万円）となりました。

## 売上状況

(単位：百万円)

区 分	第 25 期 (平成17年3月期)		第 26 期 (平成18年3月期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
		%		%
オートオークション事業	36,840	73.0	44,271	73.5
中古自動車等買取販売事業	13,119	26.0	13,516	22.4
リ サ イ ク ル 事 業	524	1.0	2,454	4.1

## (2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は15,969百万円（完工ベース）であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

オートオークション事業 株式会社U S S 神戸 神戸会場（新規開設）  
当社九州会場（新築建替）  
株式会社ユー・エス・エス大阪 大阪会場  
（新築建替）

## (3) 企業集団の資金調達状況

当社グループにおける当連結会計年度の資金調達は、次のとおりであります。

平成17年4月28日当社におきまして、株式会社三井住友銀行を主幹事とするコミット型ターム・ローンのコミット金額100億円のうち20億円の借入を行いました。

#### (4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

##### ① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 23 期 (平成15年3月期)	第 24 期 (平成16年3月期)	第 25 期 (平成17年3月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (平成18年3月期)
売 上 高(百万円)	33,819	42,425	50,484	60,243
経 常 利 益(百万円)	15,382	18,207	21,096	23,544
当 期 純 利 益(百万円)	7,645	8,907	11,814	13,203
1株当たり当期純利益(円)	279	300	377	407
総 資 産(百万円)	88,979	92,538	115,704	131,908
純 資 産(百万円)	43,812	67,497	84,877	97,391

(注) 1. 当社は第25期から旧株式会社での監査等に関する商法の特例に関する法律第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。

したがって、第23期から第24期までの各期の数値につきましては同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
- 各期における純資産が前期に対比して大幅に増加しましたのは、主に転換社債の転換により資本金および資本剰余金が増加したことによるものであります。
- 第26期（当連結会計年度）につきましては、前記3頁から5頁までの「1. (1) 企業集団の営業の経過および成果」のとおりであります。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 23 期 (平成15年3月期)	第 24 期 (平成16年3月期)	第 25 期 (平成17年3月期)	第26期(当期) (平成18年3月期)
売 上 高(百万円)	21,608	23,583	24,959	26,374
経 常 利 益(百万円)	12,669	14,036	14,942	15,617
当 期 純 利 益(百万円)	6,269	6,883	8,871	9,191
1株当たり当期純利益(円)	229	232	283	283
総 資 産(百万円)	80,011	81,487	99,460	110,355
純 資 産(百万円)	41,693	63,365	74,832	81,958

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 各期における純資産が前期に対比して大幅に増加しましたのは、主に転換社債の転換により資本金および資本剰余金が増加したことによるものであります。

## (5) 企業集団が対処すべき課題

自動車流通市場は、新車および中古車登録台数ともに、ここ数年ほぼ横這いで推移しており、大きな伸びは期待できない状況にあります。中古車オークション市場は、インターネットを利用してセリに参加できるシステムの普及など会員の利便性向上を目指した競争が激化するとともに、今後他社との事業提携による合従連衡がさらに進むものと思われま

す。当社は、このような経営環境をしっかりと認識し、なお一層の経営基盤の強化に努める所存であります。

オートオークション事業においては、引き続き地域ごとに圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」を継続して既存会場のさらなる拡大・強化を図るとともに、平成17年9月開設の神戸会場を早期に軌道に乗せることを目指し、平成18年3月に新築移転した大阪会場と併せて関西圏のシェアアップに努めます。また、インターネットを介して現車会場に直接参加できる「USSインターネットライブ」システムを浸透させ、新規会員の獲得に努めるとともに成約率の向上を目指します。さらに、ファイナンス事業を開始するなど会員サービスの向上に努めます。

中古自動車等買取販売事業においては、中古自動車買取販売事業「ラビット」のロゴや店舗カラーを一新するなどC I（コーポレート・アイデンティティ）の浸透に努めるほか、店舗スタッフの育成に注力いたします。また、事故現状車買取販売事業の営業拠点を拡大し、買取台数の増加に努めます。

リサイクル事業においては、営業活動を強化することにより、シュレッダー設備等の稼働率を上げ事業の拡大を目指します。

以上により、平成19年3月期の業績予想は、連結売上高65,100百万円（前期比8.1%増）、連結経常利益25,000百万円（前期比6.2%増）、連結当期純利益13,900百万円（前期比5.3%増）を見込んでおります。



## 2. 企業集団および当社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業内容

中古自動車のオークション運営、中古自動車等の買取販売事業およびリサイクル事業

### (2) 企業集団の主要な事業所

#### ① 当社

ア. 本 社 愛知県東海市新宝町507番地の20  
イ. 事業所 (オークション会場)

名 称	所 在 地
名 古 屋 会 場	愛 知 県 東 海 市
福 岡 会 場	福 岡 県 筑 紫 野 市
九 州 会 場	佐 賀 県 鳥 栖 市
東 京 会 場	千 葉 県 野 田 市
静 岡 会 場	静 岡 県 袋 井 市
U S S - R 東 京 会 場	千 葉 県 野 田 市

(注) 1. USS-R東京会場は、平成17年5月16日にリユース車専用オークション会場として千葉県野田市の旧東京会場に開設いたしました。

2. 九州会場は、平成17年12月26日に九州ゴールド会場から改称いたしました。

② 主要な子法人等

ア. オークション会場運営の子法人等

名 称	所 在 地
株式会社ユー・エス・エス岡山	岡 山 県 赤 磐 市
株式会社ユー・エス・エス札幌	北 海 道 江 別 市
株式会社ユー・エス・エス東京みずほ	東 京 都 西 多 摩 郡 瑞 穂 町
株式会社ユー・エス・エス群馬	群 馬 県 藤 岡 市
株式会社ユー・エス・エス東北	宮 城 県 柴 田 郡 村 田 町
株式会社ユー・エス・エス大阪	大 阪 府 大 阪 市
株式会社ユー・エス・エス横浜	神 奈 川 県 横 浜 市
株式会社USSリサイクルオートオークション	愛 知 県 名 古 屋 市
株式会社USS神戸	兵 庫 県 神 戸 市
株式会社USS流通オートオークション	埼 玉 県 越 谷 市

(注) 株式会社USS流通オートオークションは、平成17年10月1日付で株式会社アールエーエイに吸収合併されました。また、同日付で株式会社アールエーエイは、株式会社USS流通オートオークションに商号変更いたしました。

イ. その他の子法人等

名 称	所 在 地
株式会社ユー・エス物流	愛 知 県 東 海 市
株式会社カークエスト	東 京 都 中 央 区
株式会社ワールド自動車	千 葉 県 野 田 市
株式会社アビツ	愛 知 県 名 古 屋 市
株式会社USS東洋	群 馬 県 前 橋 市
株式会社USSサポートサービス	愛 知 県 東 海 市

(注) 1. 株式会社USS東洋は、平成17年4月28日にミサワ東洋株式会社（現株式会社USS東洋）の株式を当社が全株取得し、子法人等といたしました。  
 2. 株式会社USSサポートサービスは、平成18年3月9日に当社100%出資子法人等として新規設立いたしました。

### (3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 120,000,000株

(注) 平成17年6月28日開催の当社第25期定時株主総会において、定款一部変更の件が決議され会社が発行する株式の総数を100,000,000株から120,000,000株へ変更いたしました。

② 発行済株式の総数 32,486,932株

(注) 期中の株式の発行

ストックオプションの権利行使により109,750株、新株引受権の権利行使により19,520株、転換社債の転換により135,573株、平成17年9月1日株式交換により株式会社ユー・エス・エス群馬を当社100%出資子法人等としたことにより240,120株が増加いたしました。

③ 株主総数 11,761名

④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
服 部 太	3,318千株	10.2%	一千株	—%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	2,499	7.7	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	2,129	6.5	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,634	5.0	—	—
安 藤 之 弘	903	2.7	—	—
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	840	2.5	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	823	2.5	—	—

#### (4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

① 取得株式

普通株式 142,217株  
取得価額の総額 1,757,057千円

(注) 上記のうち142,080株は、アイ・ティー・エックス株式会社より株式会社ユー・エス・エス・ジャパン（平成14年1月1日、当社と合併）の合併反対株主として同社が保有する1,920株の株式買取請求権が行使され、審理の結果、当該株式の買取価格を1株につき914,597円とする旨の決定がなされ、合併時に割当てた当社株式を自己株式として受け入れたものであります。

② 処分株式

該当事項はありません。

③ 失効手続をした株式

該当事項はありません。

④ 決算期における保有株式

普通株式 144,006株

#### (5) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年 6月26日	平成15年 6月25日	平成16年 6月29日	平成17年 6月28日
新株予約権の数	705個	15,025個	21,650個	24,850個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	70,500株	150,250株	216,500株	248,500株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	無償

② 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

1. 発行した新株予約権の数

25,850個（新株予約権1個につき10株）

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式258,500株

3. 新株予約権の発行価額  
無償
4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
1個当たり75,100円（1株当たり7,510円）
5. 新株予約権の行使期間  
平成17年8月1日から平成21年10月31日まで
6. 新株予約権の行使の条件
  - ・新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社ならびに当社子法人等の取締役、使用人および顧問のいずれの地位をも有さなくなった場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。
  - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使することができない。
  - ・その他新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定するものとする。
7. 新株予約権の消却事由および条件
  - ・上記6に定める行使の条件を充たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。
  - ・当社が合併により消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。
8. 新株予約権の有利な条件の内容  
当社ならびに当社子法人等の取締役、使用人および顧問に対し新株予約権を無償で発行した。

9. 新株予約権の割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数、目的となる株式の種類および数等

・当社取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
服部 太	200個	普通株式 2,000株
安藤 之弘	200個	普通株式 2,000株
田村 文彦	200個	普通株式 2,000株
原 重雄	200個	普通株式 2,000株
増田 元廣	200個	普通株式 2,000株
合野 栄治	200個	普通株式 2,000株
瀬田 大	200個	普通株式 2,000株
山中 雅文	200個	普通株式 2,000株
池田 浩照	200個	普通株式 2,000株
井之上 浩昭	200個	普通株式 2,000株
赤瀬 雅之	200個	普通株式 2,000株
古賀 靖永	200個	普通株式 2,000株

・当社使用人ならびに当社子法人等の取締役および使用人

(上位13名)

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	備考
三島敏雄	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
小嶋栄二	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
八尋一記	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
山本泰詩	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
星野敏郎	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
佐久間一宏	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
草場泰正	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
菅田幸康	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス札幌取締役
岡根博之	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス東京みずほ執行役員
新井栄一	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス群馬取締役
大野健司	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス東北取締役
北野増隆	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス大阪執行役員
松本昭	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス横浜執行役員

・当社取締役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた当社子法人等の取締役

該当する者はありません。

・当社顧問

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
隠塚新平	100個	普通株式 1,000株
増井昇	100個	普通株式 1,000株
森下重夫	100個	普通株式 1,000株

・当社子法人等顧問

氏 名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	備 考
新 谷 安 夫	100個	普通株式 1,000株	株式会社ユー・エス・エス岡山顧問

・当社使用人ならびに当社子法人等の取締役および使用人に割当てした新株予約権の区分ごとの付与総数等

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	付与した者の総数
当 社 使 用 人	11,150個	普通株式 111,500株	176名
当社子法人等の取締役	1,850個	普通株式 18,500株	17名
当社子法人等の使用人	10,050個	普通株式 100,500株	166名

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,024名 (479名)	91名増 (36名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ、91名増加しておりますが、神戸会場の稼働、株式会社U S S 東洋の買収、その他各会場における出品台数の増加に対応するものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
251名 (115名)	9名増 (4名増)	31.8歳	5.9年

- (注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	議 決 権 比 率
株式会社三井住友銀行	1,125,000千円	60,000株	0.1%
株式会社三菱東京U F J 銀行	1,125,000	—	—
株式会社佐賀銀行	315,000	—	—
株式会社千葉銀行	315,000	—	—

- (注) 株式会社U F J 銀行と株式会社東京三菱銀行は、平成18年1月1日付で合併し、株式会社三菱東京U F J 銀行となりました。



## (8) 企業結合の状況

### ① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ユー・エス・エス岡山	20百万円	100.0%	中古自動車のオークション会場運営
株式会社ユー・エス・エス札幌	50	100.0	同上
株式会社ユー・エス・エス東京みずほ	200	90.0	同上
株式会社ユー・エス・エス群馬	250	100.0	同上
株式会社ユー・エス・エス東北	100	100.0	同上
株式会社ユー・エス・エス大阪	50	100.0	同上
株式会社ユー・エス・エス横浜	50	100.0	同上
株式会社USSリサイクルオートオークション	90	100.0	同上
株式会社USS神戸	50	100.0	同上
株式会社USS流通オートオークション	11	100.0	同上
株式会社ユー・エス物流	30	100.0	貨物自動車運送
株式会社カークエスト	318	84.8	インターネットによる中古自動車に関する情報の提供、中古自動車の買取・販売
株式会社ワールド自動車	63	91.4	事故現状車の買取・販売
株式会社アビツ	270	51.0	廃自動車等のリサイクル
株式会社USS東洋	100	100.0	廃ゴムのリサイクル
株式会社USSサポートサービス	30	100.0	金融サービス事業

(注) 当社の重要な子法人等は、上記の16社であります。

### ② 企業結合の経過

1. 株式会社USS東洋は、平成17年4月28日にミサワ東洋株式会社(現株式会社USS東洋)の株式を全株取得し子法人等といたしました。
2. 株式会社ユー・エス・エス群馬は、平成17年9月1日に株式交換により当社100%出資子法人等となりました。
3. 株式会社USS流通オートオークションは、平成17年10月1日付で株式会社アールエーエイに吸収合併されました。また、同日付で株式会社アールエーエイは、株式会社USS流通オートオークションに商号変更いたしました。
4. 株式会社USSサポートサービスは、平成18年3月9日に当社100%出資子法人等として新規設立いたしました。

### ③ 企業結合の成果

上記16社の重要な子法人等を連結子法人等として、連結計算書類を作成しております。当連結会計年度の連結売上高は60,243百万円(前期比19.3%増)、連結経常利益は23,544百万円(前期比11.6%増)、連結当期純利益は13,203百万円(前期比11.8%増)となりました。

(9) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	服 部 太	
取締役副社長	安 藤 之 弘	名古屋事業本部本部長
取締役副社長	田 村 文 彦	九州事業本部本部長
取締役副社長	原 重 雄	東京事業本部本部長
専務取締役	増 田 元 廣	東京事業本部副本部長
専務取締役	合 野 栄 治	九州事業本部副本部長
取 締 役	瀬 田 大	名古屋事業本部副本部長
取 締 役	山 中 雅 文	統括本部財務部長
取 締 役	池 田 浩 照	名古屋事業本部業務部長
取 締 役	井之上 浩 昭	静岡事業本部本部長
取 締 役	赤 瀬 雅 之	名古屋事業本部営業部長
取 締 役	古 賀 靖 永	九州事業本部営業部長
常勤監査役	井 上 幸 彦	
常勤監査役	武 井 益 良	公認会計士
常勤監査役	大 塚 功	税理士

- (注) 1. 監査役木下守および服部豊の両氏は、平成17年6月28日開催の当社第25期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、退任いたしました。
2. 平成17年6月28日開催の当社第25期定時株主総会において、武井益良および大塚功の両氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
3. 常勤監査役3名は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

### (10) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支 払 額
1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	27百万円
2. 上記1.のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	26百万円
3. 上記2.のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3.の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### 3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事項はありません。

---

(注) 本営業報告書の記載金額および株式数等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>34,338,763</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,491,700</b>
現金および預金	19,995,280	オークション借勘定	12,422,247
オークション貸勘定	10,844,687	短期借入金	2,200,000
受取手形および売掛金	713,673	未払法人税等	5,389,240
たな卸資産	762,443	預り金	2,813,119
繰延税金資産	709,868	賞与引当金	337,931
前払費用	357,680	その他の流動負債	3,329,162
その他の流動資産	992,388	<b>固定負債</b>	<b>7,349,780</b>
貸倒引当金	△37,257	長期借入金	3,000,000
<b>固定資産</b>	<b>97,569,858</b>	退職給付引当金	95,023
<b>有形固定資産</b>	<b>84,862,002</b>	役員退職慰労引当金	382,080
建物および構築物	33,975,537	預り保証金	3,401,950
機械装置および運搬具	1,862,322	再評価に係る繰延税金負債	470,725
器具および備品	3,791,113		
土地	45,032,134	<b>負債合計</b>	<b>33,841,481</b>
建設仮勘定	200,895	(少数株主持分)	
<b>無形固定資産</b>	<b>4,020,625</b>	<b>少数株主持分</b>	<b>675,609</b>
連結調整勘定	3,090,083	(資本の部)	
その他の無形固定資産	930,541	<b>資本金</b>	<b>18,249,454</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,687,229</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>27,360,285</b>
投資有価証券	1,808,214	<b>利益剰余金</b>	<b>58,140,646</b>
長期貸付金	9,188	<b>土地再評価差額金</b>	<b>△4,979,982</b>
長期前払費用	244,658	<b>株式等評価差額金</b>	<b>389,196</b>
前払年金費用	13,451	<b>自己株式</b>	<b>△1,768,070</b>
繰延税金資産	557,413	<b>資本合計</b>	<b>97,391,530</b>
再評価に係る繰延税金資産	3,350,255		
投資不動産	1,722,783	<b>負債、少数株主持分</b>	<b>131,908,621</b>
その他の投資その他の資産	1,369,391	<b>および資本合計</b>	
貸倒引当金	△388,126		
<b>資産合計</b>	<b>131,908,621</b>		

## 連結損益計算書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経常損益	営業収益		60,243,484	
	売上高	60,243,484		
	営業費用		37,139,646	
	売上原価	25,794,500		
	販売費および一般管理費	11,345,145		
	営業利益		23,103,838	
	損益の部	営業外収益		532,753
		受取利息および配当金	17,098	
		不動産賃貸収入	146,296	
		投資事業組合運用益	131,154	
その他の営業外収益		238,203		
営業外費用			92,245	
支払利息		56,240		
その他の営業外費用	36,005			
	経常利益		23,544,346	
特別損益の部	特別利益		771,341	
	固定資産売却益	158,297		
	投資有価証券売却益	569,786		
	貸倒引当金戻入益	38,330		
	その他の特別利益	4,927		
	特別損失		1,264,138	
	固定資産除売却損	780,119		
	投資有価証券評価損	22,798		
	訴訟解決金	408,044		
	減損損失	27,206		
その他の特別損失	25,970			
税金等調整前当期純利益			23,051,549	
法人税、住民税および事業税			9,567,523	
法人税等調整額			75,856	
少数株主利益			204,622	
当期純利益			13,203,546	

## 注 記

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

子法人等は全て連結されております。

連結子法人等の数 16社

重要な連結子法人等の社名は「2. 企業集団および当社の概況 (8) 企業結合の状況」に記載しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の関連会社はありません。

(ロ) 持分法を適用していない関連会社数 1社

株式会社インフォキャリーであり、事業における影響および金額的重要性が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 重要な資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

##### (2) たな卸資産

移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法）

##### (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (4) 重要な繰延資産の処理方法

新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

- (5) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
    - 一般債権
    - 貸倒懸念債権および破産更生債権等
  - 賞与引当金
  - 退職給付引当金
  - 役員退職慰労引当金
- (6) 重要なリース取引の処理方法
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の処理方法

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

貸倒実績率法  
財務内容評価法

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上（簡便法）しております。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理によっております。

税抜方式を採用しております。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項  
連結子法人等の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項  
連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項  
連結会計年度中に確定した利益処分または損失処理に基づいて作成しております。

## II. 連結貸借対照表関係

### 1. 関連会社に係る注記

投資有価証券には、関連会社に対するものが、次のとおり含まれております。

関連会社の株式	6,000千円
平成18年3月27日を払込期日とする関連会社UG Powers 株式会社（平成18年4月3日設立）の株式に係る新株式払込金5,000千円を含んでおります。	

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,011,823千円

3. 第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金資産を投資その他の資産に、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は△3,195,056千円であります。

### Ⅲ. 連結損益計算書関係

1株当たり当期純利益 407円08銭

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	13,203,546千円
普通株主に帰属しない金額	
利益処分による役員賞与	74,220千円
普通株式に係る当期純利益	13,129,326千円
普通株式の期中平均株式数	32,251千株

Ⅳ. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

株式会社ユー・エス・エス

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 稲 越 千 束 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第26期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ユー・エス・エス及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第26期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査および結果は相当であると認めます。

平成18年5月15日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役 井 上 幸 彦 ㊞

常勤監査役 武 井 益 良 ㊞

常勤監査役 大 塚 功 ㊞

(注) 監査役3名は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>19,185,418</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,039,100</b>
現金および預金	7,837,292	オークション借勘定	9,665,934
オークション貸勘定	8,312,389	買掛金	5,796
売掛金	196,593	短期借入金	5,500,000
商 品	28,630	一年内返済予定長期借入金	1,500,000
貯 蔵 品	26,288	未 払 金	901,465
繰延税金資産	401,454	未払法人税等	3,040,000
短期貸付金	1,919,950	未払費用	111,917
その他の流動資産	467,020	賞与引当金	112,228
貸倒引当金	△4,200	その他の流動負債	2,201,759
<b>固定資産</b>	<b>91,169,992</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,357,581</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>40,409,814</b>	長期借入金	3,000,000
建物	10,911,278	預り保証金	1,978,100
構築物	4,220,143	役員退職慰労引当金	379,480
車両運搬具	54,776	<b>負債合計</b>	<b>28,396,682</b>
器具および備品	2,525,262	(資本の部)	
土地	22,698,352	<b>資本金</b>	<b>18,249,454</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>476,653</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>22,951,620</b>
借 地 権	227,511	資本準備金	22,951,620
ソフトウェア	207,018	<b>利益剰余金</b>	<b>47,116,508</b>
その他の無形固定資産	42,122	利益準備金	370,469
<b>投資その他の資産</b>	<b>50,283,524</b>	任意積立金	37,705,000
投資有価証券	1,805,689	別途積立金	37,705,000
子会社株式	3,604,428	当期未処分利益	9,041,039
長期貸付金	1,000,000	<b>土地再評価差額金</b>	<b>△4,979,982</b>
長期前払費用	215,771	<b>株式等評価差額金</b>	<b>389,196</b>
前払年金費用	13,451	<b>自己株式</b>	<b>△1,768,070</b>
繰延税金資産	147,215	<b>資本合計</b>	<b>81,958,728</b>
再評価に係る繰延税金資産	3,350,255	<b>負債および資本合計</b>	<b>110,355,410</b>
積立保険料	126,968		
投資不動産	39,400,671		
その他の投資その他の資産	630,765		
貸倒引当金	△11,692		
<b>資産合計</b>	<b>110,355,410</b>		

## 損 益 計 算 書

(平成17年 4月 1日から)  
(平成18年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 損 益  損 益 の 部	営 業 収 益		26,374,830
	営 業 上 高	26,374,830	
	営 業 費 用		11,211,548
	売 上 原 価	7,967,073	
	販売費および一般管理費	3,244,475	
	営 業 利 益		15,163,282
	営 業 外 収 益		2,001,523
	受取利息および配当金	72,327	
	不 動 産 賃 貸 収 入	1,677,550	
	投 資 事 業 組 合 運 用 益	131,154	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	120,490		
営 業 外 費 用		1,547,574	
支 払 利 息	75,764		
不 動 産 賃 貸 原 価	1,450,305		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	21,504		
	経 常 利 益		15,617,231
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		603,549
	固 定 資 産 売 却 益	8,186	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	569,563	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	25,799	
	特 別 損 失		1,170,524
	固 定 資 産 除 売 却 損	739,682	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,798	
訴 訟 解 決 金	408,044		
税 引 前 当 期 純 利 益			15,050,256
法人税、住民税および事業税			5,821,928
法 人 税 等 調 整 額			36,656
当 期 純 利 益			9,191,670
前 期 繰 越 利 益			904,629
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額			△1,618
中 間 配 当 額			1,053,642
当 期 未 処 分 利 益			9,041,039

## 注 記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- |              |  |
|--------------|--|
| 子会社および関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法   |
| その他有価証券      |  |
| 時価のあるもの      | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの      | 移動平均法に基づく原価法   |
- (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
- |     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 商 品 | 移動平均法に基づく原価法                        |
| 貯蔵品 | 移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法） |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- |                |  |
|----------------|--|
| 有形固定資産および投資不動産 | 定率法  |
|                | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 |
| 無形固定資産（ソフトウェア） | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                   |
- (4) 繰延資産の処理方法
- |  |                             |
|--|-----------------------------|
|  | 新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 |
|--|-----------------------------|
- (5) 引当金の計上基準
- |                  |   |
|------------------|---|
| 貸倒引当金            | 債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。                                      |
| 一般債権             | 貸倒実績率法  |
| 貸倒懸念債権および破産更生債権等 | 財務内容評価法   |
| 賞与引当金            | 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。                                |
| 退職給付引当金          | 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および、年金資産に基づき計上（簡便法）しております。                   |
| 役員退職慰労引当金        | 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。この引当金は、旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。 |
- (6) リース取引の処理方法
- |  |   |
|--|---|
|  | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 |
|--|---|

- (7) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理によっております。
- (8) 消費税等の処理方法 税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表関係

### (1) 子会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,965,410千円
長期金銭債権	1,000,000千円
計	2,965,410千円

短期金銭債務	6,134,645千円
--------	-------------

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,973,436千円
- 投資不動産の減価償却累計額 3,251,239千円

### (3) 退職給付債務等

退職給付債務	291,840千円
年金資産（時価）	305,291千円

### (4) 重要なリース資産

貸借対照表に計上している固定資産の他、セリ機・事務機器および車両運搬具の一部についてリース契約により使用しております。

- (5) 保証債務 54,623千円

- (6) 第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金資産を投資その他の資産に、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は△3,195,056千円であります。

- (7) 旧商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は389,196千円であります。

## 3. 損益計算書関係

### (1) 子会社との取引高

売上高	476,206千円
営業費用	1,493,064千円
営業取引以外の取引高	1,675,578千円

- (2) 1株当たりの当期純利益 283円40銭

## 4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

1. 当 期 未 処 分 利 益		9,041,039,060	
2. 利 益 処 分 額			
利 益 配 当 金	1,536,288,985		
( 1 株 に つ き 47円50銭)			
役 員 賞 与 金	51,320,000		
〔うち監査役分 3,600,000円を含む〕			
別 途 積 立 金	<u>5,000,000,000</u>	<u>6,587,608,985</u>	
3. 次 期 繰 越 利 益		<u><u>2,453,430,075</u></u>	

(注) 当期は平成17年12月12日に1,053,642,573円(1株につき32円50銭)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

株式会社ユー・エス・エス

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 稲 越 千 束 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第26期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第26期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。また、子会社調査の結果、取締役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月15日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役 井 上 幸 彦 ㊟

常勤監査役 武 井 益 良 ㊟

常勤監査役 大 塚 功 ㊟

(注) 監査役3名は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第26期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類31頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、今後の事業展開ならびに経営基盤強化などを勘案して内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えして前期より12円50銭増額して1株につき47円50銭とさせていただきます。

なお、すでに中間配当金として1株につき32円50銭をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は前期より15円増配して1株につき80円となります。

また、役員賞与につきましては、当期の業績等を考慮して、当期末の取締役12名および監査役3名に対して総額5,132万円（うち監査役分360万円）を支給いたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 変更案第1条（商号）

会社の商号に英文での表示を加えたものであります。

##### (2) 変更案第5条（公告方法）

株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、「会社法」（平成17年法律第86号）の規定に基づき、当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。

##### (3) 変更案第15条（招集権者および議長）

株主総会の招集権者を取締役会長に変更するものであります。

##### (4) 変更案第21条（任期）

取締役の責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質を構築するため、取締役の任期を1年に変更するものであります。

##### (5) 変更案第22条（代表取締役および役付取締役）

組織改編・役員人事に伴い、役付取締役に取締役副会長を新設するものであります。

(6) 変更案第26条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会規則によることを定めたものであります。

(7) 変更案第36条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会規則によることを定めたものであります。

(8) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。主な変更点は次のとおりであります。

① 変更案第4条（機関）

会社法第326条第2項に規定する会社に必要な機関を設置するものであります。

② 変更案第7条（株券の発行）

会社法第214条の規定により会社は株券を発行する定めを新設するものであります。

③ 変更案第10条（単元未満株式についての権利）

単元未満株式についての権利を定めたものであります。

④ 変更案第14条（定時株主総会の基準日）

現行定款第2章「株式」第8条を削除し、第3章「株主総会」に新設するものであります。

⑤ 変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等につきインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができることを定めたものであります。

⑥ 変更案第18条（議決権の代理行使）

代理人の数の規定を加えたものであります。

⑦ 変更案第25条（取締役会の決議方法）

会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなすことを定めたものであります。

⑧ 変更案第28条（社外取締役の責任免除）、第38条（社外監査役の責任免除）

当社と社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結できることを定めたものであります。

⑨ 変更案第32条（補欠監査役の選任）

監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任し、その任期を3年とすることを定めたものであります。

⑩ 変更案第40条（剰余金の配当の基準日）

期末配当の基準日を毎年3月31日と定めたものであります。

⑪ その他の変更案

上記変更等に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社ユー・エス・エスと称する。</p> <p>(目 的) 第2条 (条文省略) (本店の所在地) 第3条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に</u>掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、120,000,000株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社ユー・エス・エスと称し、<u>英文ではU S S C o . , L t d . と表示する。</u></p> <p>(目 的) 第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、10株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とする。</u></p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、10株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>
<p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。</u></p>	<p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>3 <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p>	<p>(株式取扱規則)</p>
<p><u>第10条</u> 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会 (招 集)</p>	<p>第3章 株主総会 (招 集)</p>
<p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p>	<p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>(招集者および議長)</p>	<p>(招集者および議長)</p>
<p><u>第12条</u> 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p><u>第15条</u> 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第15条</u> (条文省略) (取締役の選任方法)</p> <p><u>第16条</u> (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使<u>することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり) (選任方法)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって</u>行う。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>3 (条文省略) (<u>取締役の任期</u>)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終了の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第20条</u> (条文省略)</p> <p>2 <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>3 (現行どおり) (任 期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終了の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第25条</u> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監 査 役 (<u>監査役</u>の員数)</p> <p><u>第23条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>監査役</u>の選任方法)</p> <p><u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(<u>監査役</u>の任期)</p> <p><u>第25条</u> 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2 <u>当</u>会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議の目的となる事項につき取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(<u>取締役会規則</u>)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>社外取締役の責任免除</u>)</p> <p><u>第28条</u> 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監 査 役 (員 数)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第26条</u> 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任方法は第30条第2項を準用する。</p> <p>3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算 (決算期)</p> <p>第30条 当会社の<u>営業年度は年1期とし、決算期は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第32条 当会社は、<u>取締役会の決議に基づき、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 利益配当金および中間配当金は、<u>支払い開始の日から満3年を経過してもなおお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(附 則)</p> <p>第25条 (監査役の任期) の規定にかかわらず、<u>平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお、従前のとおり任期は3年とする。</u></p>	<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度)</p> <p>第39条 当会社の<u>事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の期末配当の基準日)</p> <p>第40条 当会社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第41条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3年を経過してもなおお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

### 第3号議案 取締役18名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営陣の一層の強化を図るため2名の増員と、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため4名の社外取締役を招聘することとし、取締役18名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、第2号議案 定款一部変更の件が、承認可決されますと就任する取締役の任期は1年となります。

また、各候補者は、平成18年5月16日に開催された当社取締役会において決定した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に賛成しております。かかる対応方針の内容につきましては、50頁以降の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（当社平成18年5月16日付プレスリリース）をご参照ください。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社 株式の数
1	服 部 太 (昭和11年12月1日)	昭和55年10月 当社取締役副社長 昭和57年7月 当社代表取締役社長(現任) 〔他の会社の代表状況〕 平成6年12月 株式会社ユー・エス物流代 表取締役社長(現任) 平成7年10月 株式会社ユー・エス・エス 岡山代表取締役社長(現任) 平成9年6月 株式会社ユー・エス・エス 札幌代表取締役社長(現任) 平成10年9月 株式会社ユー・エス・エス 東京みずほ代表取締役社長 (現任) 平成11年6月 株式会社ユー・エス・エス 群馬代表取締役会長(現任) 平成12年4月 株式会社ユー・エス・エス 東北代表取締役社長(現任) 平成13年7月 株式会社ユー・エス・エス 大阪代表取締役社長(現任) 平成14年4月 株式会社ユー・エス・エス 横浜代表取締役社長(現任) 平成15年11月 株式会社ワールド自動車代 表取締役社長(現任) 平成15年12月 株式会社U S S リサイクル オートオークション代表取 締役社長(現任) 平成16年9月 株式会社U S S 神戸代表取 締役社長(現任) 平成17年2月 株式会社U S S 流通オート オークション代表取締役社 長(現任) 平成17年4月 株式会社U S S 東洋代表取 締役社長(現任)	3, 318, 110株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
2	安藤之弘 (昭和21年12月2日)	昭和57年7月 当社取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社取締役副社長名古屋事業本部長(現任)	903,690株
3	田村文彦 (昭和15年11月3日)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州専務取締役 平成7年3月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長九州事業本部本部長(現任)	70,910株
4	原重雄 (昭和16年4月1日)	平成5年11月 株式会社ユー・エス・エス東京専務取締役 平成8年1月 当社取締役副社長東京事業本部本部長(現任)	80,310株
5	瀬田大 (昭和41年12月23日)	平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部副本部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部副本部長(現任) 〔他の会社の代表状況〕 平成18年3月 株式会社USSサポートサービス代表取締役社長(現任) 平成18年4月 UG Powers 株式会社代表取締役社長(現任)	690,040株
6	増田元廣 (昭和22年12月27日)	平成6年6月 株式会社ユー・エス・エス東京取締役 平成7年1月 株式会社ユー・エス・エス東京常務取締役 平成8年1月 当社専務取締役 平成13年6月 当社専務取締役東京事業本部副本部長(現任)	33,310株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社 株式の数
7	合 野 栄 治 (昭和24年6月6日)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス 九州常務取締役 平成7年3月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役九州事業本 部副本部長 平成13年6月 当社専務執行役員 平成15年6月 当社専務取締役九州事業本 部副本部長 (現任)	130,910株
8	三 島 敏 雄 (昭和22年1月12日)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス 九州取締役 平成7年3月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役九州事業本 部営業担当兼車両担当 平成13年6月 当社常務執行役員 平成15年3月 当社専務執行役員 (現任)	120,910株
9	山 中 雅 文 (昭和29年12月16日)	平成12年1月 当社統括本部財務部長 平成16年1月 当社執行役員統括本部財務 部長 平成16年6月 当社取締役統括本部財務部 長 (現任)	3,040株
10	池 田 浩 照 (昭和36年5月3日)	平成13年1月 当社名古屋事業本部業務部 長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本 部業務部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部 業務部長 (現任)	3,040株
11	赤 瀬 雅 之 (昭和37年11月8日)	平成13年1月 当社名古屋事業本部営業部 長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本 部営業部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部 営業部長 (現任)	4,710株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
12	井之上 浩 昭 (昭和35年11月14日)	平成13年1月 当社名古屋事業本部車両部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部車両部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部車両部長 平成17年8月 当社取締役静岡事業本部本部長 (現任)	2,010株
13	古賀 靖 永 (昭和35年8月24日)	平成6年8月 株式会社ユー・エス・エス九州営業部長 平成7年3月 当社九州事業本部営業部長 平成16年1月 当社執行役員九州事業本部営業部長 平成16年6月 当社取締役九州事業本部営業部長 (現任)	2,160株
14	小島 良 信 (昭和28年8月19日)	平成13年4月 当社統括本部総務部次長 平成13年6月 当社統括本部総務部長 (現任)	1,000株
15	岡田 英 雄 (昭和16年2月16日)	昭和40年3月 株式会社日本工業新聞社入社 平成14年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社顧問 (現任)	一株
16	林 勇 (昭和20年12月15日)	平成12年4月 大阪産業大学経営学部助教授 平成16年4月 同大学経営学部教授 (現任)	一株
17	真殿 達 (昭和22年7月28日)	昭和46年4月 日本輸出入銀行 (現国際協力銀行) 入行 平成13年4月 同行審議役 平成14年4月 麗澤大学国際経済学部教授 (現任) 株式会社アイジック代表取締役 (現任)	一株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
18	佐藤浩史 (昭和40年3月21日)	昭和63年10月 司法試験合格 平成3年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 平成7年4月 佐藤浩史法律事務所開設 現在に至る。	一株

- (注) 1. 株式会社ユー・エス・エス九州は、平成7年3月に当社と合併いたしました。  
株式会社ユー・エス・エス東京は、平成8年1月に当社と合併いたしました。  
株式会社ユー・エス・エス東京みずほについては、金銭の貸付の取引関係があるとともに、中古自動車のオークション事業について当社と競業関係にあります。
2. 岡田英雄、林勇、真殿達、佐藤浩史の各氏は、社外取締役の候補者であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め監査役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
小長谷 堅 二 (昭和18年3月1日生)	平成17年7月 当社入社 監査室室長代理 (現任)	700株

#### 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役および監査役の報酬額は、平成7年5月15日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額3億円以内、監査役の報酬額は年額2千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化および第3号議案が承認可決されますと社外取締役4名を含めた取締役6名が増員となること等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額5億円以内、監査役の報酬額を年額5千万円以内と改定させていただきたく存じます。

なお、現在の取締役は12名ですが、第3号議案が承認可決されますと18名となります。監査役は3名で増減はありません。

以上

(ご参考：当社平成18年5月16日付プレスリリース)



平成18年5月16日

各 位

会社名 株式会社ユー・エス・エス  
代表者名 取締役社長 服部 太  
(コード番号 4732 東証・名証第1部)  
問合せ先 取締役  
統括本部財務部長 山中 雅文  
(TEL. 052-689-1129)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議しましたのでお知らせいたします。

本プランを決定した取締役会には、全ての取締役および監査役（当社監査役は全て社外監査役です。）が出席し、いずれの取締役および監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

## 記

### I. 企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

当社および当社連結子会社（以下「USSグループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国16ヵ所に現車オークション会場を展開し、会員企業数はUSSグループ全体で37,142社（平成18年3月31日現在）、年間出品台数266万2,000台（平成18年3月期）、業界シェア32.3%（平成17年暦年）と業界トップの地位を確保しております。

このようにU S Sグループがオートオークション業界のリーディングカンパニーとして、会員企業から絶大の支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、常に他社に先駆けて最先端技術を導入したことに加え、業界最高水準の車輛検査体制を確立してきたからにはほかなりません。

また、中長期的には、平成21年3月期までの中期経営計画である「Projet343」（年間出品台数300万台、業界シェア40%、連結経常利益300億円）達成に向けて、昨年9月にはU S S神戸会場の新規開設、本年1月にはU S S九州会場、3月にはU S S大阪会場の新築建替など積極的な設備投資を継続的に行うなど、オートオークション事業へ重点的に経営資源を投入し、中長期的に企業価値を増大させるべく努めております。そして、U S Sグループが「Projet343」の下で継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤であるU S Sグループの経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、U S Sグループと会員企業との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことが極めて重要であると考えております。

当社は、平成11年9月名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株数の変更などの措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成18年3月末日現在、当社の株主数は11,761名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

## II. 本プランの内容等について

### 1. 本プラン導入の目的

大規模買付行為（下記2(1)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じ。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大規模買付行為の中には、①大規模買付者による大規模買付行為の目的等からみて、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該大規模買付者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記4に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として、本プランの導入を決定しました。

なお、本プランを導入するに際しては、当社株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社としては、平成18年6月28日開催予定の第26期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本プラン導入につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。もっとも、企業買収をめぐる近時の状況に鑑み

ると、本定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくまでの間にも、上記のような不適切な大規模買付行為により当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益が害される危険が否定できず、これを防止するためには、現段階で一定の措置を講じておく必要があります。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認することを予定した上で、本プランを導入することを決定しました。なお、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご理解が得られなかった場合には、その時点で本プランは廃止されることとなります。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの適用の対象となる大規模買付行為の定義

次の①もしくは②に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランが適用されるものとします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注3）に関する大規模買付者の株券等所有割合（注4）とその特別関係者（注5）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

（注1）証券取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。

以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）証券取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii) 大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「大規模買付者グループ」と総称します。）は、大規模買付者の共同保有者（証券取引法第27条の23第4項に定義される共同保有者をいいます。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、当社が公表している直近の情報を参照することができるとします。

- (注3) 証券取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注4) 証券取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権数(同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。)は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注5) 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)大規模買付者グループは、大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注6) なお、会社法、証券取引法その他の法律およびそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等(以下、総称して「法令等」といいます。)に改正(法令等の名称の変更や法令等を実質的に継承する新しい法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## (2) 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守することを誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に提供いたします。

買付説明書には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

## (3) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑦までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、企業価値委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し、または代替案を当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「評価等」といいます。）が困難であると判断した場合、当社取締役会は、合理的な期間の提出期限を定めた上で、かかる評価等のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、速やかにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を当社株主の皆様に対して開示いたします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等を含みます。）
  - ② 大規模買付行為の目的および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
  - ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
  - ④ 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。））を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑤ 大規模買付行為の完了後に意図するU S Sグループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策その他大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、事業所等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
  - ⑥ 大規模買付者が濫用的買収者（下記(5)に定義されます。以下同じ。）に該当しないことを誓約する旨の書面
  - ⑦ その他企業価値委員会が合理的に必要と判断し、買付説明書を当社取締役会が受領した日から10営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報
- (4) 買付説明書または大規模買付情報が提供されないまま大規模買付行為が開始された場合の手続

大規模買付者が当社取締役会に対して買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始された場合、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記(12)の内容によります。以下同じ。）を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。



(5) 企業価値委員会による濫用的買取者の判定

企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買取者（次の①から⑨までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいます。以下同じ。）に該当するか否かを検討します。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買取を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する買取の方法が、二段階買取や部分的公開買付けなどに代表される当社株主の皆様の判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買取である場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- ⑧ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、U S Sグループの重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と直接または間接に関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(6) 濫用的買収者であると判定された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、企業価値委員会評価期間（下記(7)に定義されます。以下同じ。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(7) 企業価値委員会評価期間の設定等

企業価値委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（大規模買付情報の提供が完了したと企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、企業価値委員会による評価等のための期間（以下「企業価値委員会評価期間」といいます。）として設定します。なお、かかる企業価値委員会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、評価等の難易度などを勘案して設定されたものであり、大規模買付行為は企業価値委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）
- ② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価等を行うものとします。企業価値委員会が評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

なお、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間内に下記(9)記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情があり、当社取締役会が企業価値委員会評価期間の延長に同意をする場合、企業価値委員会は、必

要な範囲内で企業価値委員会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。そして、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間を延長した場合、当社は、その趣旨を速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

(8) 企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(9) 企業価値委員会の勧告手続

ア 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 企業価値委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（企業価値委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができ

るものとします。

② 企業価値委員会による株主の意思確認の勧告

企業価値委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買収提案等や、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合などにあつては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられますので、企業価値委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様の意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様の意思確認を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

③ 企業価値委員会によるその他の勧告

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動その他必要な内容の勧告を随時行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①および②に準じるものとします。

イ 当社取締役会による企業価値委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき合理的と考えられる分析および検討を行うものとし、当該分析および検討の結果、企業価値委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イにおいて同じ。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合などの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動または株主総会の招集などに関する必要な取締役会決議を行うものいたします（なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議する際、場合により、当該対抗措置の内容として、法令等が許す範囲で、企業価値委員会に対して、対抗措置の廃止を含む一定の決定を

行う権限を付与することがあります。)

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合などにおいては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

#### (10) 株主の意思確認手続

企業価値委員会から上記(9)②に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合であって、当該勧告の日から2ヵ月以内の日を会日とする当社株主総会の招集が当社取締役会において決議されていない場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様への意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の皆様への議決権の過半数を有する当社株主の皆様が出席し、出席した当該株主の皆様への議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会から上記(9)②に定める株主総会における当社株主の皆様への意思確認の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

#### (11) 大規模買付情報の変更

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされた場合には、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に従って、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下「変更前大規模買付行為」といいます。)について進めてきた本プランに基づく手続を中止し、

変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続を改めて適用することができるものとします。

#### (12) 対抗措置の具体的内容

当社が発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てまたは無償発行等によるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が、株主総会決議により他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の法令等上利用可能な対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙1）記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、（i）本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下本(12)において「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、

（ii）新株予約権者が例外事由該当者にあたるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてはこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が所有する本新株予約権については、これを他の財産（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできる。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）や、（iii）当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

### 3. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

加えて、当社は、本定時株主総会において、取締役の任期を1年に短縮す

る定款変更議案を付議するとともに、現任の取締役は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任取締役を含め本定時株主総会終結後の当社取締役のすべてを当社株主の皆様にご選任いただくようお願いする予定です。

なお、かかる取締役選任に関する議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。

本プランについては、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、企業価値委員会に対して諮問をした上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

#### 4. 企業価値委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役（ただし、本定時株主総会終結時までは社外取締役候補者となります。）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置します。

本プランの導入当初における企業価値委員会の各委員の氏名および略歴は（別紙2）のとおりです。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### 5. 株主および投資家の皆様への影響

##### (1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

##### (2) 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の

皆様の共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者は除きます。）の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記2（12）の規定に従い他の対抗措置を用いることが当社の株主総会において決議された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありませんので、この点予めご承知おきください。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

① 本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

② 本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記①の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、例外事由該当事者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることとなります。



### Ⅲ. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

#### (1) 株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記Ⅱ 1 記載のとおり、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を確保し、もって当社の企業価値または当社株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された本プランが遵守されない場合、または本プランが遵守された場合であっても、上記Ⅱ 2 (6) 記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値または当社株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

#### (2) 事前の開示

当社は、当社株主・投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、当社株主の皆様にご適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (3) 株主意思の重視

当社は、本プランについての当社株主の皆様のご意思を確認するために、上記Ⅱ 3 記載のとおり、本定時株主総会における取締役選任議案に各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。また、上記Ⅱ 3 記載のとおり、本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。

さらに、上記Ⅱ 3 記載のとおり、当社取締役会は、本定時株主総会において、当社株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年とする定款変更議案を提出する予定です。かかる議案が承認された場合には、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映さ

せることが可能となります。

(4) 企業価値委員会の設置

当社取締役会は、上記Ⅱ 4 記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動等する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(5) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅱ 2 (7) 記載のとおり、企業価値委員会が当社取締役会に対する諮問の前提として評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う企業価値委員会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ 3 および別紙 1 の 8 記載のとおり、本プランおよび本プランに基づく対抗措置の発動とし割り当てられる新株予約権については、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会の決議などにより、いつでも、廃止ないしは取得・消却を行うことができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙1)

## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとすることがあり得る。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

## 7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が本プランに定める手続に違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき予め定める数の当社普通株式（以下「交付株式」という。）を交付し、例外事由該当者にあたる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産または当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの財産の全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得る。）を交付する旨の定めを設けることがあり得るものとする。

## 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 当社の株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 当社の株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役候補者全員が当社取締役として選任された場合
- (c) 当社企業価値委員会の全員一致による決定があった場合
- (d) その他当社取締役会が別途定める場合

## 9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(別紙2)

### 企業価値委員会委員の氏名および略歴

林 勇 (はやし いさむ)

平成12年 大阪産業大学 経営学部 助教授

平成16年 同大学 経営学部 教授 (現職)

真殿 達 (まどの さとる)

平成14年 麗澤大学 国際経済学部 教授 (現職)

同 年 株式会社アイジック 代表取締役 (現職)

佐藤 浩史 (さとう こうじ)

昭和63年 司法試験合格

平成3年 名古屋弁護士会 (現 愛知県弁護士会) 登録

平成7年 佐藤浩史法律事務所開設 (現職)

(注) 上記3名につきましては、「4. 企業価値委員会について」に記載のとおり、平成18年6月28日に開催を予定している当社第26期定時株主総会において、会社法第2条第15号に定める社外取締役の新任の候補者として、その選任を株主の皆様にお諮りする予定であります。

以 上

## インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。  
なお、システムに係る条件等は71頁の「システム環境等」をご参照ください。（インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）
2. インターネットによる議決権行使は、平成18年6月27日（火）17時まで受付いたします。
3. 議決権行使書のご郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによつて、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

当日株主総会にご出席の場合

- ・議決権行使書用紙のご郵送またはインターネットによる議決権行使は不要です。

当日ご出席願えない場合

- ・議決権行使書用紙をご郵送される場合は、インターネットによる議決権行使は不要です。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙のご郵送は不要です。

なお、当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

## システム環境等

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

### 1. パーソナル・コンピュータを用いる場合

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
  - ア. Microsoft<sup>®</sup> Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
  - イ. Adobe<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup> Ver. 4.0以降（株主総会招集ご通知や営業報告書をインターネット上でご覧にならない場合を除く）

※Microsoft<sup>®</sup>およびInternet Explorerはマイクロソフト社の、Adobe<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup>はアドビシステムズ社の、それぞれ米国および／または各国での登録商標または商品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) なお、インターネットの接続に、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、各々のシステム管理者の方にご確認ください。

<パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について>

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

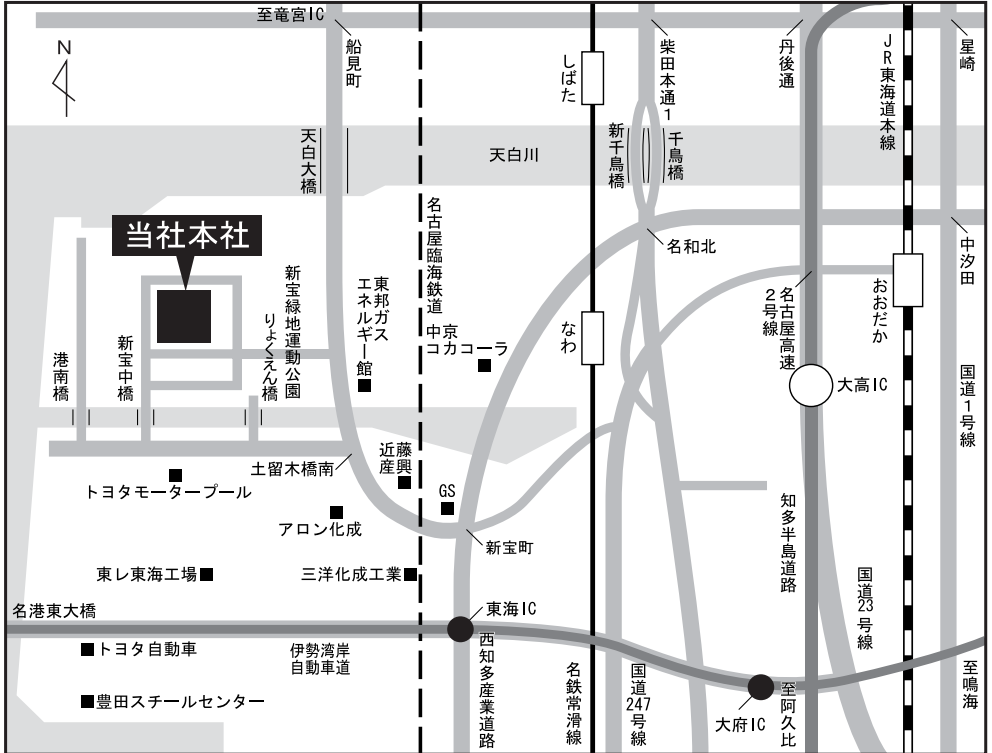
中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
TEL 03 (5677) 2031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)

その他のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター  
TEL 0120 (78) 2031 [フリーダイヤル]  
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

## 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県東海市新宝町507番地の20  
当社本社（当社名古屋会場）  
電話 (052) 689-1129



### 交通のご案内

名鉄常滑線「名和（なわ）駅」下車タクシーにて約10分  
J R東海道本線「大高（おおだか）駅」下車タクシーにて約15分  
なお、上記各駅よりそれぞれ午前10時00分と10時30分に出発する送迎車を用意しておりますのでご利用ください。  
お車でお越しの方は、当社駐車場をご利用ください。